

7 高地震第 239 号
令和 7 年 6 月 12 日

各市町村長 様

高知県危機管理部長
高 知 県 土 木 部 長
(公 印 省 略)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）

このことについては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき、市町村は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めること、また、当該施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施並びにこれらを市町村長へ報告することが義務付けられています。

しかしながら、依然として市町村地域防災計画に位置付けられていない施設があることや、位置付けられた施設において避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が進んでいないものが、別添のとおり一定数あります。

また、現在県が上記法令に基づき、区域の指定及び公表作業を進めていることなどから、さらに対象となる施設が増加することが想定されます。

つきましては、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、速やかに要配慮者利用施設を市町村地域防災計画に位置付けていただくとともに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を直接周知するなどして、さらなる促進に取り組んでいただきますようお願ひいたします。

なお、今後は、県が各施設における避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況についての公表を検討していることを申し添えます。

【問い合わせ先】

（地域防災計画に関すること）

危機管理部 危機管理・防災課 防災担当

電話：088-823-9320、メール：010101@ken.pref.kochi.lg.jp

（水防法に関すること）

土木部 河川課 計画担当

電話：088-823-9838、メール：170901@ken.pref.kochi.lg.jp

（土砂災害防止法に関すること）

土木部 防災砂防課 土砂災害対策推進担当

電話：088-823-9847、メール：171501@ken.pref.kochi.lg.jp

（津波防災地域づくり法に関すること）

危機管理部 南海トラフ地震対策課 事前復興室 担当

電話：088-823-9386、メール：010201@ken.pref.kochi.lg.jp